

(別紙2)

業者選定基準

1. 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に、入札参加予定業者の可否として判断する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 保育園工事の実績の有無
- (3) 既発注工事の施工成績
- (4) 発注工事施工についての技術的特性
- (5) 発注工事の内容に適した専門性
- (6) 施工中の既発注工事の進捗状況等

2. 選定の制限事項

法人は、次の各号の一に該当するものは選定しない。

(1) 不誠実な行為があるもの

- ア. 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成11年11月11日告示第173号)、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年4月5日制定)に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者
- イ. 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者
- ウ. 袖ヶ浦市発注の工事請負契約につき、関係行政機関からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(4) 前各号のほか、1の各号を調査した結果、選定することが不適切と認められる者

(5) 過去または現在の施工実績及び経過において、袖ヶ浦市入札契約に係る暴力団対策措置要綱(平成27年1月27日告示第11号)に抵触する行為があった者